



令和 5 年 5 月 8 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



フォークリフトの定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 151 条の 21 の自主検査に係るもの）等の公表等について

日頃より、労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、技術革新によって構造が変化した機械の検査が困難な場合等があることに伴い、これらの機械を含めた定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準等が改正されたことを受け、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 3 項の規定に基づき、フォークリフトの定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 151 条の 21 の自主検査に係るもの）、ショベルローダー等の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 151 条の 31 の自主検査に係るもの）、不整地運搬車の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 151 条の 53 の自主検査に係るもの）、車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 167 条の自主検査に係るもの）及び高所作業車の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 194 条の 23 の自主検査に係るもの）が令和 5 年 3 月 31 日付けで官報において新たに公示されました（自主検査指針公示第 21 号、第 22 号、第 23 号、第 24 号及び第 25 号）。

つきましては、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 29 条の 3 において準用する同規則第 24 条の規定に基づき、以上に挙げた 5 つの指針を当局労働基準部健康安全課において閲覧に供しますとともに、当局ホームページ（[https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_01667.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01667.html)。当ページの 2 次元バーコードは以下のとおりです。）に掲載しておりますことをお知らせします。

○当局ホームページ指針掲載場所

